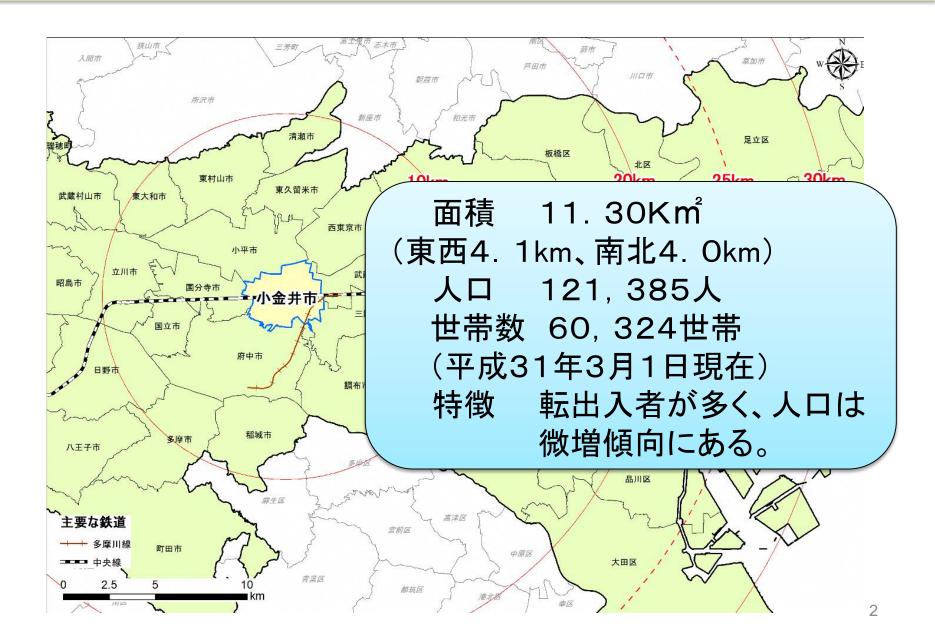
小型家電類リサイクル事業 の取り組み

小金井市環境部ごみ対策課



小 金 井 市 ご み 減 量 キャラクター 「くるくるカメくん」

市の概要



● 平成27年度からの事業開始に向けて

①燃やさないごみに含まれる使用済小型家電類の混入量 組成分析調査の実施(H25.7.24~H26.1.29 6回)

実施回数	検体重量 (kg)	対象品目 (個)	重量 (kg)	その他※ (kg)	総重量 (kg)	搬入割合(%)
第1回目	720	81	82. 34	16. 18	98. 52	13. 7
第2回目	610	122	85. 12	12. 08	97. 2	15. 9
第3回目	650	58	45. 83	4. 75	50. 58	7. 8
第4回目	560	73	78. 29	8. 96	87. 25	15. 6
第5回目	620	54	41. 36	10. 11	51. 47	8. 3
第6回目	600	96	111. 14	19. 57	130. 71	21. 8
合計数量	3, 760	484	444. 08	71. 65	515. 73	13. 7

[※]その他とは、家電部品と思われる品物

● 平成27年度からの事業開始に向けて

②該当品目の割合

重量に換算して、燃やさないごみの中に1割以上の混入が確認された。

③実施に向けた検討

- ◎回収方法の選択
- ア 中間処理施設でのピックアップ方式とし、燃やさないごみに加え+粗大ごみに含まれる家電製品も対象とした。(中間処理施設とは、不燃・粗大ごみの破砕選別を主として行なう施設です。)
- イ 対象品目

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第2条第1項の政令で 定める電気機械器具及びモーター類・二号銅・雑線・込み真鍮・その他金属製品 (契約者との随時確認)

ウ 契約事業者の選定

国(ガイドライン)が推奨する計画=認定事業者への引渡し市の計画=認定事業者とのグループ会社との小型家電等売却単価契約

- ※運搬事業者 ⇒ 解体選別事業者
 - ⇒ 認定事業者(認定番号17:リバーホールディングス(株))

ピックアップフロー

燃やさないごみ

回収方法

戸別回収(指定有料袋) ⇒ ごみ収集車両(プレスパッカー車)

- ⇒ 中間処理施設 ⇒ 破袋
- ⇒ 適合品のピックアップ(手選別)⇒ 容器に保管





ピックアップフロー

粗大ごみ

回収方法

戸別回収(申し込み・予約制) ⇒ 収集車両(深ダンプ車)

- ⇒ 中間処理施設への荷下ろし
- ⇒ 適合品のピックアップ(手選別) ⇒ 容器に保管





● ピックアップフロー

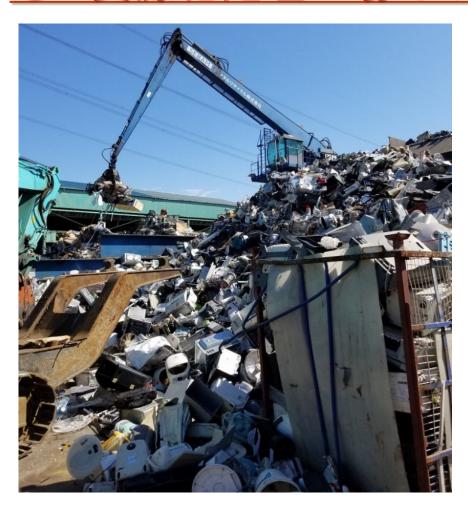
回収物の保管

場内に約1㎡のボックスを設置

- ⇒ 屋外ストックヤードで保管
- ⇒ 10¹√/ウイング車で定期搬送
 週1回(最大でボックス32個積載)
- ⇒ 資源化処理施設(破砕選別)へ搬送
- ⇒ 計量表に基づき100円/りで売却



● 資源化処理工場での解体・選別・メタル回収





不燃物中間処理施設の紹介(戸別・有料⇒搬入・搬出(H30実績))

◎不燃系ごみの搬入量	数量(kg)	備 考
プラスチックごみ	2, 254, 410	一時保管(ごみピット・未開封)
燃やさないごみ	<mark>1, 399, 010</mark>	家電類ピックアップ対象品目
粗大ごみ	<mark>917, 120</mark>	家電類ピックアップ対象品目
スプレー缶	42, 820	
有害ごみ	54, 220	
その他	97, 990	資源ごみ回収残渣類
合 計	4, 765, 570	

<u>不燃物中間処理施設の紹介</u> (戸別・有料⇒搬入・搬出(H30実績))

◎分類別搬出量		数量(kg)	備考	
プラスチックごみ		2, 182, 650	ピット&クレーンで10 ^ト ッパッカーに積載 ⇒選別委託⇒容リ協会へ引き渡し	
不燃系ごみの 破砕処理 ⇒機械選別	鉄くず	235, 100	(搬出処理委託事業)	
	アルミくず	21, 320	(売却事業)	
	可燃性残渣	1, 821, 470	資源化処理(委託事業)	
可燃粗大ごみ		202, 440	処理委託事業	
小型家電類		<mark>211, 250</mark>	運搬⇒選別⇒認定事業	
布団		50, 980	(処理委託事業)RDF	
金 属		33, 850	(売却事業)	
有害物(蛍光管・乾電池類)		10, 630	(処理委託事業)	
リユース品		170	(高齢者事業団に提供)	
合 計		4, 769, 690		

● 引き渡し実績

年 度	不燃ごみ収集量 (kg)※1	回収量 (kg)	売価単価 (円)※2	売却総額 (円)	回収割合 (%)※3
H27年度	2, 351, 660	219, 010	0. 1	21, 901	9. 3
H28年度	2, 325, 890	230, 910	0. 1	23, 091	9. 9
H29年度	2, 292, 930	206, 390	0. 1	20, 639	9.0
H30年度	2, 316, 130	211, 250	0. 1	21, 125	9.1
累計	9, 286, 610	867, 560	_	86, 756	9.3

- ※1 不燃ごみ収集量とは、燃やさないごみ+粗大ごみの合計搬入量
- ※2 売却単価には運搬輸送費が含まれている。
- ※3 回収割合は、粗大ごみを回収対象物に加えたため、当初の見込割合を下回る結果となっている。 実績の評価について
- ・選別し有価物として引き渡した品物の組成は把握していない。
- ・家電リサイクル法の指定品目以外の家電製品も含むため、硬質プラスチックも多く含まれている。

11

● これからの課題

その1 引渡し品目の厳選

小型家電売却単価契約から資源化処理契約に移行したことに加え、これまで、制度対象品目としてそのまま引き渡しを行っていた粗大系家電類や金属の含有割合が少ない品目を、有用金属を主体とした品形にして引き渡すための中間処理工程を新たに加え、処理単価の安定を保ちながら、再資源化に取り組んでいる。

その2 安全性を高めた回収体制の確立

市民が廃棄する家電機器(家電リサイクル法対象品を除く)は、戸別有料収集の分別に従う 「燃やさないごみ」または「粗大ごみ」として回収している。

このため、二次電池類の混入に伴う収集・選別・保管に至る過程での発熱・発火事故を防ぐため、充電式家電類の適正な廃棄方法の周知徹底を、市報やHPを活用し、市民への呼び掛けを継続して取り組んでいる。

その3 宅配便を活用した回収

これまでの回収に加え、宅配便を活用した認定事業者との協定を今年6月1日付で締結し、 ご理解ある市民への便利性の向上と、市の処理費用の軽減に向け取り組んでいる。

ご清聴ありがとうございました。



